議第３３号

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和３７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出し及び第６条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第６条の２の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第１号中「第１２条の２」を「第１２条の２第１項」に改める。

第６条の３中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第１０条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第１２条の２第１号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第２号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第３号中「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の１項を加える。

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」とい

う。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　２，７６０円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　４，６００円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　７，３６０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　９，２００円

⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　１，１４０円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　１，９００円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　３，０４０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　３，８００円

第１２条の３中「第１２条の２」を「前条第１項」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第３号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第３項中「第１２条の２」を「第１２条の２第１項」に、「同条中」を「同項中」に、「第７０３条の５」を「第７０３条の５第１項」に改める。

附則第４項、第５項及び第７項から第１４項までの規定中「第１２条の２」を「第１２条の２第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条の２第１号

及び第１０条第１項の改正規定、第１２条の２の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第１２条の３の改正規定（「第１２条の２」を「前条第１項」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に改める部分に限る。）並びに附則第３項から第５項まで及び第７項から第１４項までの改正規定並びに次項の規定は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の新潟県柏崎市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和３７年３月２７日条例第８号）

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） **第４条**　（略） ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） **第６条**　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） **第６条の２**　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第６条の５及び第12条の２第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第６条の５及び第12条の２第１項において同じ。）以外の世帯　20,200円 （２）・（３）　（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） **第６条の３**　第３条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.77を乗じて算定する。 （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） **第10条**　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第３条第１項の額（第12条の２の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課す	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） **第４条**　（略） ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） **第６条**　（略） （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） **第６条の２**　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第６条の５及び第12条の２において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第６条の５及び第12条の２において同じ。）以外の世帯　20,200円 （２）・（３）　（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） **第６条の３**　第３条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.77を乗じて算定する。 （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） **第10条**　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第３条第１項の額（第12条の２の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

改正後	改正前
る。 ２～８　（略） （保険税の減額） **第12条の２**　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　12,880円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略）	２～８　（略） （保険税の減額） **第12条の２**　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　12,880円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略）

改正後	改正前
（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　9,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略） （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,680円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略） ２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世	（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　9,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略） （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,680円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ）　（略） ウ～オ　（略）

改正後	改正前
帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　2,760円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　4,600円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　7,360円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　9,200円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　1,140円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　1,900円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　3,040円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　3,800円	
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） **第12条の３**　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の４において同じ。）である場合における第４条及び前条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第12条の３に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第12条の３に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） **第12条の３**　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の４において同じ。）である場合における第４条及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第12条の３に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（第12条の３に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。
附　則 １・２　（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得につ	**附　則** １・２　（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得につ

改正後	改正前
いて同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第12条の２第１項の規定の適用については、同項中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	いて同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第12条の２の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する	５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所

改正後	改正前
長期譲渡所得の金額」とする。	得の金額」とする。
6　（略）	6　（略）
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等	9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金

改正後	改正前
の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第12条の２第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条の２第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第12条の２において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条の２中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８

改正後	改正前
条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第12条の２第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条の２第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第12条の２において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条の２中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子	14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子

改正後	改正前
所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条の２第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 15　（略）	所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第４条、第６条の３、第６条の６及び第12条の２の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条の２中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 15　（略）